

# 山梨県立科学館設置及び管理条例

平成十年三月二十七日

山梨県条例第三号

山梨県立科学館設置及び管理条例をここに公布する。

## 山梨県立科学館設置及び管理条例

(設置)

第一条 青少年をはじめとする県民の科学に対する関心と理解を深め、豊かな感性と創造性を育み、もって教育及び文化の発展に寄与するため、科学館を設置する。

(名称及び位置)

第二条 科学館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 山梨県立科学館

位置 甲府市

(指定管理者による管理)

第三条 教育委員会は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、教育委員会が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に山梨県立科学館（以下「科学館」という。）の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第四条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 利用の承認に関する業務
- 二 施設及び設備器具の維持保全に関する業務
- 三 施設の利用に関する必要な助言、指導等に関する業務
- 四 科学に関する展示及び講演会、催し等の実施に関する業務
- 五 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

(指定の手続き)

第五条 指定管理者の指定を受けようとするものは、教育委員会規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他の書類を添付して、教育委員会が定める日までに教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請書の提出があったときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補者を選定し、議会も議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- 一 事業計画の内容が、科学館の効用を発揮することができるものであること。

二 事業計画の内容が、科学館の適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。

三 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること。

( 休館日 )

第六条 科学館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、第一号又は第二号に掲げる日が四月三十日から五月五日までの日である場合には、休館日としないものとする。

一 月曜日 (この日が国民の祝日に関する法律 (昭和二十三年法律第百七十八号) に規定する休日 (以下「休日」という。 ) である場合を除く。 )

二 休日の翌日 (この日が日曜日である場合を除く。 )

三 十二月二十九日から翌年一月三日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、教育委員会の承認を受けて、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

( 開館時間 )

第七条 科学館の開館時間は、午前九時三十分から午後五時までとする。ただし、七月一日から八月三十一日までの間における開館時間は、午前九時三十分から午後六時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、教育委員会の承認を受けて、開館時間を変更することができる。

( 入館の承認等 )

第八条 科学館に入館しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により入館の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認しないものとする。

一 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。

二 施設又は設備器具を破損するおそれがあると認められるとき。

三 前二号に掲げる場合のほか、管理上支障があると認められるとき。

3 第一項の承認を受けた者は、第十一条二項の規定により指定管理者が定める入館料を納付しなければならない。

( 観覧の承認等 )

第九条 科学館のプラネタリウム若しくは映画の投影又は特別の企画による展示を観覧しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた者は、前条第三項の入館料のほか、第十一条第二項の規定により指定管理者が定める観覧料を納付しなければならない。

3 前条第二項の規定は、第一項の承認に準用する。

( 承認の取り消し )

第十条 指定管理者は、科学館を利用する者が第八条第二項各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条第一項又は前条第一項の承認を取り消すものとする。

( 利用料金 )

第十一条 科学館を利用する者が納付する入館料及び観覧料(以下「利用料金」という。)は、指定管理者の収入とする。

2 前項の利用料金の額は、別表第一及び別表第二に定める額の範囲内において、知事の承認を受けて指定管理者が定める。

( 利用料金の還付 )

第十二条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、科学館を利用する者がその責に帰することのできない理由により利用することができなかつた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

( 利用料金の減免 )

第十三条 指定管理者は、教育委員会規則で定める場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

( 事業報告の作成及び提出 )

第十四条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあっては、その取り消された日から二月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

一 第四条各号に掲げる業務の実施の状況

二 科学館の管理の業務に係わる収支の状況

三 利用料金の収入の状況

四 前三号に掲げるもののほか、科学館の管理の状況を把握するために教育委員会が必要と認める書類

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、平成十年四月一日から施行する。

(平成一〇年教委規則第九号で平成一〇年七月二一日から施行)

(山梨県立青少年科学センター設置及び管理条例の廃止)

- 2 山梨県立青少年科学センター設置及び管理条例(昭和四十六年山梨県条例第十三号)は、廃止する。

附 則(平成一一年条例第四〇号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成十七年条例第六十号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 教育委員会は、この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)前においても、この条例による改正後の山梨県立科学館設置及び管理条例(次項において「新条例」という。)第三条及び第五条の規定により山梨県立科学館の管理に関し、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を指定することができる。
- 3 この条例による改正前の山梨県立科学館設置及び管理条例(次項において「旧条例」という。)第三条第一項の規定によりされた承認であって、当該承認に係わる施設の入館の日が施行日後であるものは、新条例第八条第一項の規定によりされた入館の承認とみなす。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例第三条第一項の規定により承認を受けている者に係る入館料については、なお従前の例による。

別表一（第十一条関係）

（平一四条例二五・一部改正）

区分	普通入館料限度額		定期入館料限度額
	個人	団体	
一般及び大学生	一人 五〇〇円	一人 四〇〇円	一人 五、〇〇〇円
高校生	一人 三〇〇円	一人 二四〇円	一人 三、〇〇〇円
中学生、小学生	一人 二〇〇円	一人 一六〇円	一人 二、〇〇〇円

備考

- 1 団体とは、二十人以上をいう。
- 2 定期入館料は、第八条第一項の承認の日から起算して一年間の利用を単位とする。

別表第二（第十一条関係）

一 プラネタリウム又は映画の投影を観覧する場合

区分	観覧料限度額	
	個人	団体
一般及び大学生	一人一回につき 五〇〇円	一人一回につき 四〇〇円
高校生	一人一回につき 三〇〇円	一人一回につき 二四〇円
中学生、小学生及び三歳以上の幼児	一人一回につき 二〇〇円	一人一回につき 一六〇円

備考

- 1 団体とは、二十人以上をいう。
- 2 定期入館料を納付した者が、第八条第一項の承認の日から起算して一年以内にプラネタリウム又は映画の投影を観覧する場合における観覧料は、納付されたものとみなす。

二 特別の企画による展示を観覧する場合

区分	観覧料限度額	
	個人	団体
一般及び大	一人一回につき	一人一回につき 八四〇円

学生	一,〇五〇円	
高校生	一人一回につき 五二〇円	一人一回につき 四二〇円
中学生、小学生及び三歳以上の幼	一人一回につき 三一〇円	一人一回につき 二一〇円

備考

- 1 団体とは、二十人以上をいう。